

大分市と株式会社豊和銀行の「地方創生に係る包括的連携協力に関する協定書」

大分市（以下「甲」という。）と株式会社豊和銀行（以下「乙」という。）は、「地方創生に係る包括的連携協力に関する協定」（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定の目的は、地方公共団体としての甲の役割である「地域の経済・産業とともに地域経済の活性化及び地域の持続的発展に寄与すること」と、地域金融機関としての乙の役割である「公共的・社会的役割の重要性を認識し、取引先に対する円滑な資金供給と良質な金融サービスの提供を充実させ、地域貢献に寄与すること」の双方を実現するために、甲及び乙が、主として、地域発展に向けた産業の創出、多様な共創をもたらす人材育成・人材交流及び地域経済活性化に向けたまちづくりについて相互に連携し、地方創生に寄与することである。

（包括連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について互いに連携協力する。

- （1）地域の産業振興及び地域の活性化に関する事項
- （2）新規就業支援及び起業教育と人材交流に関する事項
- （3）新しい働き方の実現と産業を孵化するまちづくりに関する事項
- （4）中小企業事業者の創業・新事業の支援及び経営改善に関する事項
- （5）その他地方創生に資する地域経済の活性化及び地域の持続的発展に関する事項

2 前項の連携協力に関する具体的な内容は、甲乙間で協議して定める。

3 第1項の連携協力の結果、甲又は乙に何らかの損害が生じた場合であっても、相手方はその責任を負わない。ただし、故意又は重過失により誤った情報を提示した場合及び本協定に違反した場合は、この限りでない。

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、前条第1項各号の連携協力により相手方から提供された情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報を基に作成された資料を含む。）を、相手方の事前の承諾なく第三者に開示若しくは漏洩し、又は第1条に規定する目的以外の目的で利用してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。

- （1）相手方から提供を受けたときに既に公知となっていた情報又は相手方からの提供を受けた後に公知となった情報
 - （2）相手方から提供を受けたときに既に保有していた情報又は相手方からの提供を受けた後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手した情報
 - （3）法令により開示を求められたもの
- 2 甲及び乙は、前条第1項各号の連携協力に係る交渉内容について、相手方の事前の承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならない。
- 3 甲及び乙は、本協定が第5条に定める有効期間の満了又は第6条による解除により効力を失った後も、前2項による秘密保持の義務を負う。

（直接交渉等の禁止）

第4条 甲及び乙は、第2条第1項各号の連携協力事項と合理的に関連する案件については、相手方の承諾なくして、その案件の当事者及び代理人と、相手方を排除した直接接触又は直接交渉を行わない。

（協定の期間）

第5条 本協定の有効期間は、この協定の締結日から平成28年3月末日までとする。ただし、有効期間満了の3ヶ月前までに相手方から協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

（協定の解除）

第6条 甲又は乙は、相手方に対して1ヶ月前までに書面による通知をなすことにより、相手方に何らの責任を負うことなく本協定を解除することができる。

（その他）

第7条 本協定に関して協議が必要な事項が発生した場合には、甲及び乙は誠実に協議を行う。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年10月20日

大分市荷揚町2番31号

甲 大分市
大分市長

佐藤樹一郎



大分市王子中町4番10号

乙 株式会社豊和銀行
取締役頭取

権藤淳

